事業の進め方

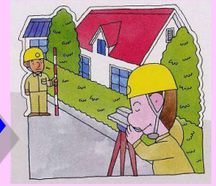
おおむね２年

【①事業及び



計画道路の沿道の皆さまにご理解いただくため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③事業概要及び
用地測量説明会の開催】



計画道路範囲内及び隣接する方を対象に事業及び用地測量について説明を行います。

【④用地測量の実施】



この測量により、道路を造るために必要な土地の面積が確定します。

おおむね５年～７年

【⑤事業着手の手続き】



都市計画法第５９条により、事業着手の手続きをとります。

【⑥用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【⑦用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑧契約・補償金の支払い】



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いしま

【⑨物件移転】



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑩工事のお知らせ】【⑪工事の実施】【⑫完　成】



沿道の皆さまに、道路整備の工事について、チラシの配布等によりお知らせします。



沿道の皆さまにできるだけご迷惑のかからないように工事を行います。



多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては　工事課工務係　　℡０３(３８８２)１４０８

午前９時から午後５時３０分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成２５年１０月作成

東京都市計画道路

補助線街路第90号線及び
幹線街路環状第4号線

荒川区南千住一丁目～町屋一丁目

道路整備計画のあらまし





東京都第六建設事務所

計画のあらまし

東京都では、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る都市計画道路の整備を進めています。

補助第90号線及び環状第4号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。
◆震災時の安全な避難路が確保されます。
◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

【計画の概要】

○都市計画道路名　東京都市計画道路
補助線街路第９０線
幹線街路環状第4号線

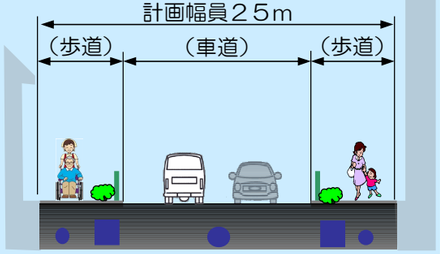
○都市計画決定　【補90】昭和21年 4月25日
戦災復興院告示第15号
【環4】　昭和21年 3月26日
戦災復興院告示第3号

○延長及び区間　延長：約1800m
区間：荒川区南千住一丁目から
荒川区町屋一丁目

【案内図】



【計画道路の構造】



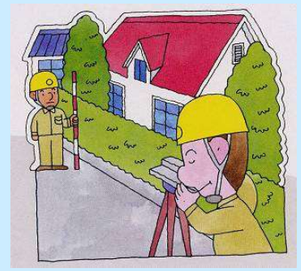
地下埋設物（電気・ガス・上下水道など）

【計画道路位置図】



現況測量、用地測量の概要（平成25～26年度）

現況測量とは・・・・・



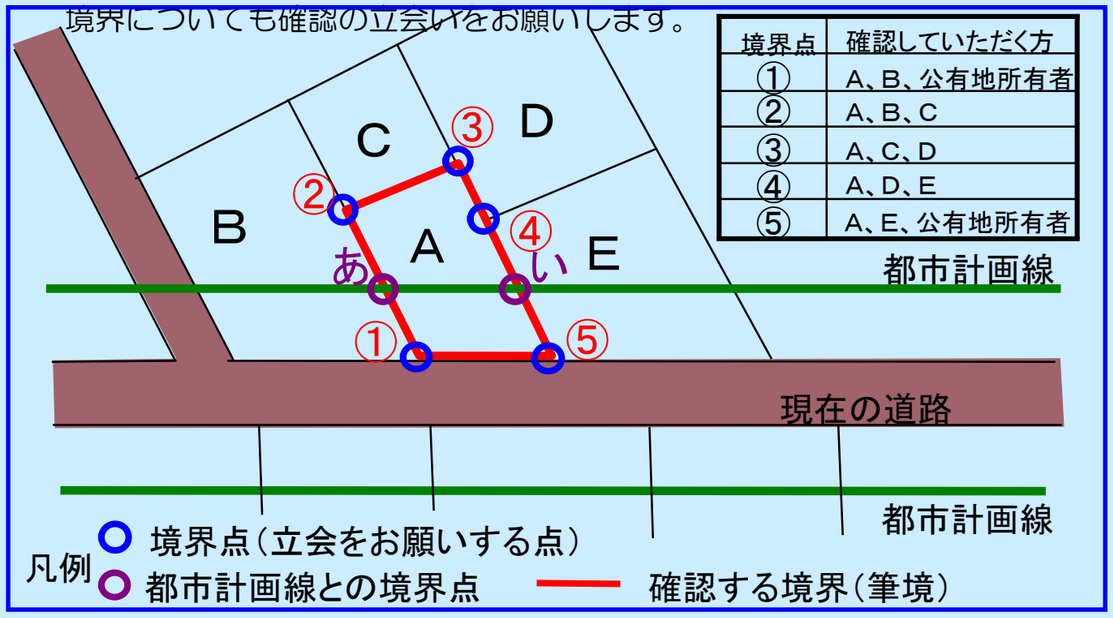
○都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
○できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
○また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鋲を設置します。

用地測量とは・・・・・



○都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会い**のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
○境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
○下の【測量図（例）】で、たとえば、Ａの方の土地の用地測量を行う場合は、Ｂの方とＥの方だけでなく、Ｃの方やＤの方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
○また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
○そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

【測量図（例）】



境界点	確認していただく方
①	A、B、公有地所有者
②	A、B、C
③	A、C、D
④	A、D、E
⑤	A、E、公有地所有者